

所得税の確定申告

■ 申告書の作成 ■

本年は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、可能な限り申告会場への来場を控えていただき、所得税および復興特別所得税の申告書の作成につきましては、国税庁ホームページ「確定申告書等作成コーナー」の利用をお願いします。

「確定申告書等作成コーナー」では、**スマートフォンによる申告書**の作成ができます。

また、スマートフォンにより作成した申告書等のデータは、マイナンバーカードまたは税務署で発行したID・パスワードを使用することでe-Tax（電子申告）で送信することができます。

- ・「確定申告書等作成コーナー」を利用して、案内に従って入力すれば、税額などは自動計算できます。
- ・作成した申告等のデータは、プリントアウトして郵送などにより提出することも可能です。

作成した電子申告等データをe-Taxで送信すると、次のメリットがあります。

1. 待ち時間なしで自宅から申告（3密回避にも最適）
2. 添付書類の提出を省略できるものが多い
3. 還付がスピーディー
4. 24時間受付



給与所得者または公的年金所得者向けの申告書作成画面を設けております。初めての方でも操作がしやすい画面となっておりますので、ぜひご利用してください。

■ 住宅借入金等特別控除申告相談会 ■

住宅ローンなどでマイホームの新築、購入、増改築などをしたときは、一定の要件に当てはまれば、所得税の税額控除を受けることができます。

この控除を受けるためには、確定申告をする必要があります。

ただし、給与所得者は、控除を受ける最初の年に確定申告をすると、翌年以降は年末調整で控除が受けられる仕組みになっています。

この控除の申告相談会を次の日程で開催します。

と き 1月27日（水）～1月29日（金）

① 午前の部 午前10時00分～11時30分

② 午後の部 午後2時00分～3時30分

※受付はそれぞれ開始時刻の30分前から

ところ 日進市民会館（日進市折戸町笠寺山62-3）

申込み 事前予約。1月8日（金）より受付開始。定員に達し次第予約受付を終了します。

当日持参するもの

- ① マイナンバーカード（個人番号カード）または通知カードおよび運転免許証などの身分確認書類
- ② 源泉徴収票（令和2年分）〈会社員などの場合〉
- ③ 家屋（および土地）の登記事項証明書（法務局発行）
- ④ 家屋（および土地）の売買契約書または工事請負契約書の写し
- ⑤ 建築確認済証の写し、検査済証の写し、または増改築等工事証明書 ※増改築などの場合
- ⑥ 住宅取得資金に係る借入金の年末残高等証明書（金融機関などが発行したもの）
- ⑦ 印鑑・計算機・筆記用具
- ⑧ 還付金の受け取り銀行預金口座番号などが分かるもの（本人名義に限る）
- ⑨ 確定申告書が送付されている人はその申告書

予約・問い合わせ 昭和税務署 ☎052・881・8171



■ 確定申告と住民税申告はマイナンバーが必要です ■

確定申告および住民税申告手続きには、マイナンバーの記載と本人確認書類の提示または写しの添付が必要です。

- ・マイナンバーカード（個人番号カード）をお持ちの人…マイナンバーカードのみ
- ・マイナンバーカードをお持ちでない人…番号確認書類および身分確認書類

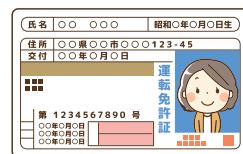
番号確認書類

- ・通知カード ※1
- ・住民票の写し（マイナンバーの記載のあるもの）などのうちいずれか1つ



身分確認書類

- ・運転免許証
- ・公的医療保険の被保険者証 ※2
- ・在留カードなどのうちいずれか1つ



- ※1 「通知カード」は令和2年5月25日に廃止されていますが、通知カードに記載された氏名、住所などが住民票に記載されている内容と一致している場合に限り、引き続き番号確認書類として利用できます。
- ※2 被保険者証の写しを添付する場合、写しの保険者番号および被保険者番号および被保険者など記号・番号部分にマスキング処理(番号などが復元できない程度に黒マジックなどで塗り潰すこと)をお願いします。

■ 役場での所得税の確定申告と住民税申告について ■ ※詳細は次回2月号に掲載予定です

役場での確定申告会場開設期間は、2月16日（火）から2月26日（金）までです。

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、予約制とし、入場制限をさせていただきます。予約方法などにつきましては、広報とうごう12月号をご覧ください。

■ 分からないことは ■

所得税・贈与税の申告関係 ▶ 昭和税務署 ☎052・881・8171

※音声案内に従い、用件に応じた番号を押してください。

県税関係（事業税など）▶ 愛知県名古屋南部県税事務所 ☎052・682・8923

住民税の申告関係 ▶ 税務課 ☎0561・56・0724



障害者控除対象者認定書の送付

65歳以上で要介護認定を受けている人は、所得税の申告などで障害者控除の対象となる場合があります。

対象者には、1月下旬に認定書を送付しますので、確定申告などの際にこの認定書（コピーも可）を添付してください。

対象

令和2年12月31日現在（年の途中で死亡した場合は死亡日）、次の全てに該当する人
①要介護1～5（要支援2でも対象になる場合があります）②満65歳以上

その他

認定書記載の障害区分（普通障害、特別障害）に変更がなければ、以前の認定書でも申告できます。

ただし、今回送付する認定書は令和2年分の申告用です。過去の分を申告する場合は、以前の認定書を使用するか、高齢者支援課で認定書の再交付を受けてください。

問い合わせ

高齢者支援課介護保険係 ☎0561・56・0735

保険税、保険料の納付済額を送付

令和2年中に納付いただいた国民健康保険税・後期高齢者医療保険料・介護保険料の納付済額をお知らせするはがきを1月下旬に送付します。確定申告や住民税の申告にご利用ください。

問い合わせ

保険医療課

保険徴収係 ☎0561・56・0738

医療係 ☎0561・56・0739

高齢者支援課

介護保険係 ☎0561・56・0735

